

# 大津市膳所小学校PTA会則

制定 昭和59年2月1日  
最終改正 令和3年6月10日

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 会員（第6条～第8条）

第3章 役員など（第9条～第11条）

第4章 総会（第12条～第15条）

第5章 運営委員会（第16条～第18条）

第6章 常置委員会、特別委員会と選挙関係の委員会（第19条～第20条）

第7章 会計（第21条～第22条）

第8章 その他（第23条～第24条）

### 附則

PTA（Parent Teacher Association）は、19世紀のアメリカ合衆国における保護者の活動からはじまった社会教育関係団体です。戦後、日本においても「父母と先生の会」とよばれ、教育の民主化のため、PTAをつくるのがすすめられ、ひろがっていきました。

子どもたちが、すこやかに育っていくためには、保護者と教職員、地域が力をあわせることが大切であり、PTAは、そのために保護者と教職員とが平等な立場で参加する「完全に民主的な団体」であるとされています。PTAは、特定の政治的、宗教的な活動、営利を目的とする活動、学校の管理や人事への干渉は行いません。その活動においては、子どもの教育や福祉などのために活動する地域団体等と協力して取り組みます。また、PTAは、保護者や教職員が自由意思で参加するものであり、子どもたちのための活動を望む有志による団体でもあります。

大津市立膳所小学校PTAでは、ひとりでも多くの方に、この会則の理念をご理解いただき、それぞれができる範囲で、子どもたちや、子どもたちをとりまく環境に関わろうとすることで、子どもたち一人ひとりが尊重され、子どもたちが学校や地域ですごす時間がより豊かなものとなり、しあわせを感じながら成長していくことにつながると考え、その実現を願い、目指して活動を続けていきます。

## 第1章 総則

### (名称と所在地)

第1条 この会則で定める会の名称は、「大津市立膳所小学校PTA」です。

2 PTAの事務所は、大津市立膳所小学校内（大津市中庄二丁目8番37号）にあります。

### (読みかえ)

第2条 この会則で、これから使う次のことばは、それぞれに示していることばを読みかえています。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) PTA   | 大津市立膳所小学校PTA     |
| (2) 学校    | 大津市立膳所小学校        |
| (3) 子どもたち | 大津市立膳所小学校の児童     |
| (4) 保護者   | 大津市立膳所小学校の児童の保護者 |
| (5) 教職員   | 大津市立膳所小学校の教職員    |
| (6) 会員    | 大津市立膳所小学校PTAの会員  |

### (目的)

第3条 PTAの目的は、保護者と教職員とが、お互いを尊重し、その信頼関係のもと、協力して、「子どもたちが、すこやかに成長していくことができるようにしていくこと」です。

### (活動)

第4条 PTAは、第3条の「目的」を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 子どもたちの学校や地域における生活を、より充実したものにしていく活動
- (2) 子どもたちが学校や地域で安心して、安全に学べる環境をつくっていく活動
- (3) 会員が、学校や家庭、地域で行われる教育について知り、理解を深める活動

### (子どもたちの権利)

第5条 子どもたちは、その一人ひとりが尊重されるべき存在です。保護者が会員であっても、会員でなくても、PTAの活動に対して誰もが平等の権利をもち、差別されることはありません。

## 第2章 会員

### (会員の資格)

第6条 次の人たちは、会員になることができます。

- (1) 保護者（ただし、1世帯1名とみなします。）
- (2) 教職員
- (3) その他運営委員会がみとめた人

### (入会と退会)

第7条 第6条の「会員の資格」がある人は、「入会届」を会長に提出すれば、PTAに入会し、会員になることができます。

2 会員は、「退会届」を会長に提出すれば、PTAを退会することができます。ただし、卒業や転校、異動、退職などで、第6条の「会員の資格」がなくなった人は、自動的にPTAを退会したことになり、会員でなくなりますので、退会のために「退会届」を提出する必要はありません。

3 「入会届」、「退会届」は、運営委員会がつくります。

### (会員の権利)

第8条 会員は、PTAの活動に対して、誰もが平等の権利をもち、提案や意見があるときは、会長に提出することができます。会長は、そのような提案や意見を尊重し、運営委員会で報告し、または検討します。

### 第3章 役員など

#### (役員などとその役割)

第9条 P T Aの「役員」は、次のとおりです。くわしい役割は、細則で定めます。

- (1) 会長 1名 (保護者) P T Aを代表します。
- (2) 副会長 1名以上 (保護者) 会長を補佐します。
- (3) 書記 1名以上 (保護者) 文書の作成や保管、記録などの庶務事務を担当します。
- (4) 会計 1名以上 (保護者) 会計事務や財産管理を担当します。

2 P T Aには役員のほか、次の役職があります。

- (1) 顧問 1名 (教職員) 役員に助言し、学校と調整します。
- (2) 会計監査 1名以上 (保護者) 会計を監査し、総会において報告します。

3 会計を監査するという立場上、会計監査は、役員と兼任することはできません。

#### (役員などの任期)

第10条 役員、顧問、会計監査の任期は1年です。4月1日に就任し、翌年3月31日に退任します。ただし、再任することもできますし、別の役員などになることもできます。

2 役員などに欠員があった場合、補欠の取り扱いなどは、運営委員会が決めます。補欠の役員などの任期は、欠員となった人の任期の残りの期間です。

#### (役員会)

第11条 「役員会」は、会長が開き、役員が出席します。

2 役員会は、P T Aの運営などに必要な調整を行います。

3 会長は、役員会に、顧問その他の必要な人の出席を求めることができます。

## 第4章 総会

### (総会の開催)

第12条 「総会」は、PTAの「最高議決機関(意思決定機関)」です。会員は誰でも参加することができます。

2 総会は会長が開きます。また、次の場合には、会長は総会を開かなければなりません。

(1) 運営委員会が、総会を開くことが必要であると決めた場合

(2) 全会員の10分の1以上が、会長に総会を開くよう求めた場合

3 総会は、年1回の「定期総会」のほか、「臨時総会」を開くことができます。

4 会員を集めて総会を開くことが難しい場合、書面による総会、議決にすることができます。書面による総会、議決にすることは、運営委員会が決定します。

### (総会の定足数)

第13条 全会員の5分の1以上が出席しなければ、総会を開くことができません。ただし、「委任状」を提出した会員は、「出席」したことになります。

2 第12条第4項の書面による総会、議決にする場合、「議決権行使書」を提出した会員が、「出席」したことになります。

### (総会の附議事項)

第14条 総会で議決しなければならないことからは、次のとおりです。

(1) 事業計画と予算の決定

(2) 事業報告と決算の承認

(3) 会費の決定

(4) 会則の改正や廃止

(5) その他運営委員会で、総会で議決すると決められたこと

### (総会の議決)

第15条 総会では、出席した会員の「過半数」の賛成で議決します。ただし、第14条第4号の「会則の改正や廃止」だけは、議決するために、出席した会員の「3分の2以上」の賛成が必要です。

## 第5章 運営委員会

### (運営委員会の開催)

第16条 「運営委員会」は、「総会」に次ぐ「議決機関（意思決定機関）」です。「運営委員会」では、「総会」で決まったことにそって、PTAの運営などのために必要なことを決めます。

2 運営委員会の委員（メンバー）は、役員と、常置委員会の代表それぞれ3人以内、顧問ほか学校の代表3人以内です。

3 運営委員会は会長が開きます。また、運営委員会の委員の4分の1以上が、会長に運営委員会を開くよう求めた場合には、会長は運営委員会を開かなければなりません。

### (運営委員会の定足数)

第17条 運営委員会の委員の2分の1以上が出席しなければ、運営委員会を開くことができません。

### (運営委員会の議決)

第18条 運営委員会では、出席した委員の「過半数」の賛成で議決します。ただし、「細則の改正や廃止」だけは、議決するために、出席した委員の「3分の2以上」の賛成が必要です。

2 運営委員会の委員を集めて運営委員会を開くことが難しい場合、オンラインを利用した運営委員会、議決にすることができます。オンラインを利用した運営委員会、議決にすることは、会長が決定します。

## 第6章 常置委員会、特別委員会と選挙関係の委員会

### (常置委員会と特別委員会)

第19条 「常置委員会」は、PTAの活動に必要なことについて、企画し、取り組んでいきます。

2 「常置委員会」のほかに、特別なことに取り組むときは、「特別委員会」をつくることができます。特別委員会は、その取り組みが終われば解散します。

3 常置委員会、特別委員会について、くわしくは細則で定めます。

### (選挙関係の委員会)

第20条 第9条の「役員」と「会計監査」を選ぶとき、次の委員会をつくります。

(1) 選挙管理委員会 「役員」の立候補や、投票の管理など、選挙全体を担当します。

(2) 指名委員会 「会計監査」に推薦する人を指名して、選考委員会に報告します。また、「役員」の立候補者の数が足りないときは、「役員」に推薦する人も指名して、選考委員会に報告します。

(3) 選考委員会 立候補者と、指名委員会から推薦された人の確認を行い、投票を行う「候補者」を決めます。

2 選挙管理委員会、選考委員会、指名委員会は、その役割が終われば解散します。

3 選挙管理委員会、選考委員会、指名委員会について、くわしくは細則で定めます。

## 第7章 会計

### (収入)

第21条 P T Aの活動の経費は、会費や寄附金その他の収入でまかないます。

2 会費の額は、総会で決めます。

3 会費は、P T Aと業務委任契約を結んだ学校が集めます。会費の集め方は、学校から会員にお知らせします。

### (会計年度)

第22条 P T Aの「会計年度」は、4月1日から翌年の3月31日までです。

## 第8章 その他

### (個人情報の取り扱い)

第23条 P T Aの活動のために必要な「個人情報」を手に入れたり、利用したり、管理したりすることなどについては別に定め、正しく取り扱います。

### (委任)

第24条 この会則のほか、P T Aの運営などのために必要なことは、「細則」で定めるほか、運営委員会で決めます。

## 附 則

改正履歴は、次のとおりです。

昭和59年2月1日 制定

昭和63年5月28日 改正

昭和63年10月15日 改正

平成14年5月28日 改正

平成17年5月30日 改正

令和2年7月28日 改正

令和3年6月10日 改正

ただし、この改正より前に、会長に対して書面で入会の意思を示している人は、第7条第1項の「入会届」を会長に提出したこととみなします。また、改正前の「事務局員」（「会計」を除きます。）を、改正後第9条第3号の「書記」とみなします。